

佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の目的別の内訳

▷ 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)には、「犯罪捜査目的」のものが101件、「犯罪捜査目的以外」のものが29件あり、その内訳は次のとおりであった。

【犯罪捜査目的 101件】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 72件(※)

犯人が犯行現場に遺留したとみられるタバコの吸い殻等や被害者の着衣に付着した微物についてDNA型鑑定を行うことなどにより、犯人を特定することを目的としていたもの。

II 被害者のDNA型を確認するための鑑定 1件

犯人と被害者両方のDNA型が検出される可能性がある証拠のDNA型鑑定結果から、犯人由来のDNA型と被害者由来のDNA型を選別するため、被害者の口腔内細胞を鑑定資料として、被害者のDNA型を確認することを目的としていたもの。

III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 28件

死体の近くにあった血痕、刃物等についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することや、死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認することを目的としていたもの。

【犯罪捜査目的以外 29件】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 19件

死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、犯罪による死亡の疑いのない死体の身元を確認することを目的としていたもの。

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 10件

行方不明者が使用していた歯ブラシ等から採取した資料や行方不明者の親族から採取した口腔内細胞についてDNA型鑑定を行い、行方不明者を発見した際に身元の確認ができるようにすることを目的としていたもの。

※ このうち1件(分類表番号A【1-1②】16)については、特別監察における確認の結果、不適切な取扱いが確認されなかったもの。

佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)①

佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)について、対象職員によるDNA型鑑定結果の捜査・公判への影響等を確認した結果は次のとおり。

(捜査への影響)

- 犯罪捜査目的の101件のDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。
- 犯罪捜査目的の101件のDNA型鑑定結果のうち、犯人を特定し、検挙するための鑑定で捜査中の事件に関する鑑定25件の「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについての確認結果は次のとおり。
 - ・ 25件のうち12件については、対象職員のDNA型鑑定結果による捜査への影響は確認されなかった。
 - ・ 残りの13件のうち4件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。
 - ・ 残り9件のうち3件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。
 - ・ 残りの6件(対象職員による不適切な取扱いにより、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていたもので、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が適切に鑑定を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったと判断したもの。

佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)②

- 犯罪捜査目的の101件のDNA型鑑定結果のうち、犯人を特定し、検挙するための鑑定で時効が成立している事件に関する鑑定9件の「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについての確認結果は次のとおり。
 - ・ 9件のうち3件については、対象職員のDNA型鑑定結果による捜査への影響は確認されなかった。
 - ・ 残りの6件のうち5件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもので、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。
 - ・ 残りの1件(対象職員による不適切な取扱いにより、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていたもので、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員が適切に鑑定を行ってれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められるが、再鑑定を実施してその点を確認することができず、一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

(公判への影響)

- 犯人を検挙しているDNA型鑑定38件のうち21件、時効が成立しているDNA型鑑定9件のうち3件及び被害者のDNA型を確認するための鑑定1件のうち1件の合計25件のDNA型鑑定結果が検察庁に送致されていることが確認され、いずれも検察庁において公判に使用されていなかったことから、公判への影響はないことが確認された。なお、このうち2件の鑑定結果については、検察庁から家庭裁判所に送致されていた。(※)

(行政上の支障)

- 犯罪捜査目的以外の29件のDNA型鑑定結果により、行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないことが確認された。

※ 家庭裁判所に送致された2件(分類表番号A【1-1①】1、7)については、家庭裁判所に対し、少年審判における鑑定結果の使用の有無や影響について確認したが、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかった。なお、これら2件のうち1件に関する事件については、被疑者の自供や引き当たりにより、送致した人物が犯人であることを立証しているものであり、残りの1件に関する事件については、参考人の供述や被疑者の自供により、送致した人物が犯人であることを立証しているものであった。

佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)③

▷ 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)について、その実施目的に応じて分類した上で、対象職員によるDNA型鑑定結果を基にした警察活動等により、下記のような影響が生じていないかを確認した結果を取りまとめると、次のとおりである。

(捜査への影響)

A-1 「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査上の不適切な事態や支障が生じていないか。

A-2 「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか

(公判への影響)

B 公判で使用されることにより、公判に影響を与えていないか

(行政上の支障)

C 行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないか

	(捜査への影響)		(公判への影響)	(行政上の支障)
	A-1	A-2	B	C
I 犯人を特定し、検挙するための鑑定(72件)				
① 検挙事件(38件)	影響なし(38件)	—	影響なし(38件)	—
② 捜査中(25件)	影響なし(25件)	影響なし(12件) 影響不明(13件) (内訳) ・DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの(7件) ・DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるもの(6件)	—	—
③ 時効(9件)	影響なし(9件)	影響なし(3件) 影響不明(6件) (内訳) ・DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの(5件) ・DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるもの(1件)	影響なし(9件)	—
II 被害者のDNA型を確認するための鑑定(1件)				
	影響なし(1件)	—	影響なし(1件)	—
III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元を確認を行うための鑑定(28件)				
① 事件性の判断(21件)	影響なし(21件)	—	—	—
② 身元の確認(7件)	影響なし(7件)	—	—	—
IV 死体の身元を確認するための鑑定(19件)				
	—	—	—	支障なし(19件)
V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定(10件)				
	—	—	—	支障なし(10件)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、犯人を特定し、検挙している事件に関するもの】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 72件

「犯人を検挙している事件に関する鑑定」が38件、「捜査中の事件に関する鑑定」が25件、「時効が成立している事件に関する鑑定」が9件あり、それぞれの確認結果は次のとおりであった。なお、「犯人を検挙している事件に関する鑑定」38件のうちの1件(分類表番号A【I-1②】16)については、特別監察における対象職員による鑑定の実施状況の確認の結果、不適切な取扱いが確認されなかったものであった。

1 犯人を検挙している事件に関する鑑定 38件

【確認結果】

事件の犯人を特定し、被疑者として検察庁に送致(※1)している事件の捜査において対象職員が実施したDNA型鑑定が38件確認された。(※1 触法少年については児童相談所に通告)

▷ DNA型鑑定結果以外の証拠の有無(証拠あり38件、証拠なし0件)

- ・ この38件の鑑定が行われた35の事件について、送致した人物が犯人であることを立証する証拠が対象職員による鑑定結果のみとなっているものは確認されず、被疑者の自供や目撃者の供述、防犯カメラ映像等により、送致した人物が犯人であることを立証していた。

▷ 検察庁への送致の有無(送致あり21件、送致なし17件)

- ・ この38件のうち、21件については検察庁に鑑定結果が送致されたが、公判に使用されていないことが確認された。なお、このうち2件(分類表番号A【I-1①】1、7)は検察庁から家庭裁判所に送致(※2)されていた。

(※2 家庭裁判所に対し、少年審判における鑑定結果の使用の有無や影響について確認したが、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかった。)

- ・ 残りの17件については、検察庁に送致されていないものと認められた。

【捜査・公判への影響】

▷ 捜査への影響

- ・ これら38件について、対象職員によるDNA型鑑定結果のみで犯人であることを立証している事件はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

▷ 公判への影響

- ・ 検察庁に送致された21件はいずれも検察庁において公判に使用されておらず、検察庁に送致されていない17件を含め38件について、公判への影響はないことが確認された。

- ・ 検察庁から家庭裁判所に送致された2件については、家庭裁判所から、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかったため、審判への影響を確認することはできなかった。(なお、これら2件のうち1件(分類表番号A【I-1①】1)に関する事件については、被疑者の自供や引き当たりにより、送致した人物が犯人であることを立証しているものであり、残りの1件(分類表番号A【I-1①】7)に関する事件については、参考人の供述や被疑者の自供により、送致した人物が犯人であることを立証しているものであった。)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、捜査中の事件に関するもの】①

2 捜査中の事件に関する鑑定 25件

【確認結果】

事件の犯人を特定し、被疑者として検察庁に送致するに至っておらず、捜査中の事件において実施したDNA型鑑定が25件確認された。

▷ DNA型の検出の有無(検出あり8件、検出なし17件)

- ・ この25件のうち、8件についてはDNA型が検出されたが、当該鑑定結果によって被疑者の特定に至り、特定の人物に対する捜査を実施しているものは認められなかった。
- ・ 残りの17件についてはDNA型が検出されなかった。

【捜査への影響】

(「本来、被疑者でない方を捜査対象とした」といった捜査への影響)

▷ この25件のうち、DNA型が検出された8件については、対象職員によるDNA型鑑定結果を基に特定の人物に対する捜査は行われておらず、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査への影響はないことが確認された。また、DNA型が検出されなかった残りの17件についても、DNA型鑑定の結果、DNA型が検出されなかったものなので、DNA型鑑定結果を基に特定の人物に対する捜査を実施しているものは認められなかった。

(「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響)

▷ この25件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていないかについて確認した結果は別紙1のとおりであり、25件のうち12件については、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。(12件のうち1件(分類表番号A【1-2】25)は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。また、別の1件(分類表番号A【1-2】3)は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員が行うべき検査を意図的に行っていないといった不適切な取扱いや、DNA型が検出されたことを隠していたといった不適切な取扱いは確認されなかったが、対象職員による予備検査が不十分なものであった(※)。)

※ 第二回中間報告(令和8年2月12日)においては、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったと記載していたものであるが、確認作業を進める中で、[6]-1(予備検査の不十分な実施)に該当することが明らかとなったもの。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、捜査中の事件に関するもの】②

- ▷ 残りの13件のうち4件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号A【1-2】5、12、14、21)
 - ▷ 残り9件のうち3件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができているならば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号A【1-2】1、8、18)
 - ▷ 残りの6件(対象職員による不適切な取扱いにより、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていたもので、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が適切に鑑定を行っていたら、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったと判断した。(分類表番号A【1-2】4、6、7、11、17、19)
 - ▷ なお、25件の鑑定が行われた25の事件のうち10の事件(※)については、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていないものであった。
- ※ 捜査への影響が確認されなかった鑑定に関する事件 7事件(分類表番号A【1-2】2、10、13、15、20、23、25)
捜査への影響が生じていないかについて明らかにならなかった鑑定に関する事件 3事件(分類表番号A【1-2】7、17、21)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、時効が成立している事件に関するもの】①

3 時効が成立している事件に関する鑑定 9件

【確認結果】

事件の犯人の特定に至らず、時効が成立している事件の捜査において実施したDNA型鑑定が9件確認された。

- ▷ DNA型の検出の有無(一部検出あり2件、検出なし7件)
9件のうち、対象職員によるDNA型鑑定で犯人の特定に至らない程度のDNA型が検出されたものが2件あり、残りの7件についてはDNA型は検出されなかった。
- ▷ 検察庁への送致の有無(送致あり3件、送致なし6件)
 - ・ 9件のうち、DNA型が検出された2件については、当該鑑定を実施した事件の時効に伴い、いずれも鑑定結果が検察庁に送致されていることが確認された。また、DNA型が検出されなかった残りの7件のうち、1件については、関連事件と思料される同種事件を検察庁に送致した際に、関連書類として鑑定結果が送致され、公判に使用されていないことが確認された。
 - ・ DNA型が検出されなかった7件のうち、残りの6件については、検察庁に送致されていないことが確認された。

【捜査・公判への影響】

- ▷ 捜査への影響
 - (「本来、被疑者でない方を捜査対象とした」といった捜査への影響)
 - ・ この9件については、対象職員によるDNA型鑑定結果で犯人の特定に至っておらず、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査への影響はないことが確認された。
 - (「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響)
 - ・ この9件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて確認した結果は別紙2のとおりであり、9件のうち3件については、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。(3件のうち1件は、対象職員によるDNA型鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。)
 - ・ 残りの6件のうち5件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもので、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号A【1-3①】2、A【1-3②】2、3、5、6)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、時効が成立している事件に関するもの】②

・ 残りの1件(対象職員による不適切な取扱いにより、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていたもので、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員が適切に鑑定を行ってれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められるが、再鑑定を実施してその点を確認することができず、一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号A【1-3②】1)

・ なお、9件の鑑定が行われた9の事件のうち2の事件(※)については、DNA型鑑定以外の捜査により、本件の関連事件と思料される同種事件の被疑者は検挙されていた。

※ 捜査への影響が生じていないかについて明らかにならなかった鑑定に関する事件 2事件(分類表番号A【1-3①】2、A【1-3②】6)

▷ 公判への影響

・ 9件のうち6件については、検察庁に送致されていないことから、公判への影響はないことが確認された。

・ 検察庁に送致された3件のうち2件については、時効に伴い送致されたものであり、公判への影響はないことが確認された。

・ 残りの1件については、当該鑑定を実施した事件の時効に伴ってではなく、関連事件と思料される同種事件の関連書類として送致されたものであり、公判に使用されておらず、公判への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定 【被害者のDNA型を確認するための鑑定】

II 被害者のDNA型を確認するための鑑定 1件

【確認結果】

被害者のDNA型を確認することを目的として、被害者の口腔内細胞を鑑定資料として行われたDNA型鑑定が1件確認された。

▷ 検察庁への送致の有無(送致あり1件、送致なし0件)

- ・ この1件については、検察庁に鑑定結果が送致されたが、公判には使用されていないことが確認された。

【捜査・公判への影響】

▷ 捜査への影響

- ・ 対象職員によるDNA型鑑定は、被害者のDNA型を確認するために行われたものであり、犯人を特定するためのものではないことから、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

▷ 公判への影響

- ・ 本件については、公判への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定のうち、事件性を判断するためのもの】

III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 28件

「事件性を判断するためのもの」が21件、「身元の確認を行うためのもの」が7件あり、それぞれの確認結果は次のとおりであった。

1 事件性を判断するためのもの 21件

【確認結果】

犯罪による死亡の疑いがある死体の近くにあった血痕、刃物等についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することにより、死体が犯罪により死亡した事件性のあるものであるかを確認するために行われたDNA型鑑定が21件確認された。

▷ 事件性の判断

- ・ 21件の鑑定に関連する死体については、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に事件性を判断しているものではなく、死体発見時の現場や死体の状況、解剖結果、遺族からの聞き取り等により総合的に事件性の判断がなされており、事件性のある死体はなかったことが確認された。

【捜査への影響】

- ▷ 21件の鑑定に関連する死体に事件性はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定のうち、身元の確認を行うためのもの】

2 身元の確認を行うためのもの 7件

【確認結果】

犯罪による死亡の疑いがある死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認するために行われたDNA型鑑定が7件確認された。

▷ 身元の確認

- ・ 7件の鑑定に関連する死体については、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に身元を確認しているものではなく、死体の発見場所、死体の所持品、遺族からの聞き取り等も踏まえ、身元の確認が行われていた。

▷ 事件性の判断

- ・ 対象職員によるDNA型鑑定結果以外に死体発見時の現場や死体の状況、解剖結果、遺族からの聞き取り等により総合的に事件性の判断もなされており、事件性のある死体はなかったことが確認された。

【捜査への影響】

- ▷ 7件の鑑定に関連する死体に事件性はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的以外のDNA型鑑定 【死体の身元を確認するための鑑定】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 19件

【確認結果】

発見状況等から犯罪による死亡の疑いがない死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認するために行われたDNA型鑑定が19件確認された。

▷ 身元の確認

- ・ 19件の鑑定に関連する死体については、全て身元が確認されているが、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に身元を確認しているものではなく、死体の発見場所、死体の所持品、遺族からの聞き取り等も踏まえ、身元の確認が行われていた。

【捜査への影響】

- ▷ 犯罪捜査を目的とするものではなく、捜査に影響しない。

【死体の身元確認業務への影響】

- ▷ 対象職員によるDNA型鑑定結果により「死体を別人と間違えた」といった取扱いは認められなかった。

犯罪捜査目的以外のDNA型鑑定 【行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定】

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 10件

【確認結果】

行方不明者を発見した際に速やかに身元の確認ができるようにするため、予め行方不明者のDNA型や行方不明者の親族のDNA型を把握しておくことを目的に行われたDNA型鑑定が10件確認された。

- ▷ 身元の確認
 - ・ この10件のうち、1件の鑑定に関連する1名の行方不明者は発見されており、対象職員によるDNA型鑑定結果のほか遺留品から身元を確認していた。
- ▷ 届出の取下げ
 - ・ 残りの9件のうち、2件の鑑定に関連する1名の行方不明者、4件の鑑定に関連する1名の行方不明者の届出は取り下げられていた。
- ▷ 未発見
 - ・ 残りの3件の鑑定に関連する1名の行方不明者については発見に至っていないことが確認された。
 - ・ これら3件については、再鑑定を実施していない(※)が、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。
(※ 鑑定資料が口腔内細胞であり、全量消費されていたもの2件、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件)

【捜査への影響】

- ▷ 犯罪捜査を目的とするものではなく、捜査に影響しない。

【行方不明者発見業務への影響】

- ▷ 身元が確認された1名の行方不明者については、対象職員によるDNA型鑑定結果により「行方不明者を別人と間違えた」といった取扱いは認められなかった。
- ▷ 対象職員によるDNA型鑑定結果により、行方不明者の身元の確認に支障が生じていないことが確認された。

※ 確認の内容

- 再鑑定を実施したもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
 - ・ 再鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
- 再鑑定を実施していないもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

○ 捜査中の事件に関する鑑定 25件

対象職員による鑑定結果	再鑑定の状況		確認(※)結果		捜査への影響	分類表番号	
DNA型 検出あり 8件		再鑑定で、対象職員による鑑定結果と同じDNA型を検出したもの	1件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1件	○再鑑定でも対象職員による鑑定と同じDNA型が確認されており、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果は正しいものと認められた。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	A【1-2】 2
	再鑑定を実施したもの 5件	再鑑定で、対象職員による鑑定結果よりも検出されたDNA型の座位数が少なかったもの (対象職員による鑑定ではすべての座位でDNAの型が検出されていたが、再鑑定では一部の座位でDNAの型が検出されていなかった。ただし、再鑑定で検出されたDNA型は、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型とすべて一致。)	2件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	2件	○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定で検出されるDNA型が対象職員による鑑定で検出されたDNA型よりも少なくなることはあり得ることであるところ、再鑑定で検出されたDNA型については、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型と一致しており、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	A【1-2】 15, 24
		再鑑定で、DNA型を検出しなかったもの	2件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	2件	○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定でDNA型が検出されないことはあり得ることであるところ、確認結果からは、対象職員による鑑定と再鑑定で異なる資料を鑑定したと認められる点はなく、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	A【1-2】 20, 23
		再鑑定を実施していないもの (鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件、対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していたもの2件)	3件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。	3件	○対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	A【1-2】 10, 16, 22

対象職員による鑑定結果	再鑑定の状況		確認(※)結果	捜査への影響	分類表番号
DNA型 検出なし 17件	再鑑定を実施したもの 14件	再鑑定で、DNA型(全座位)を検出したもの 1件	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員が行うべき検査を意図的に行っていないといった不適切な取扱いや、DNA型が検出されたことを隠していたといった不適切な取扱いは確認されなかったが、対象職員による予備検査は不十分なものであったと認められる。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	○対象職員による鑑定結果と再鑑定結果が異なっていたものであるが、 <u>対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員が行うべき検査を意図的に行っていないといった不適切な取扱いや、DNA型が検出されたことを隠していたといった不適切な取扱いは確認されなかったが、対象職員による予備検査は不十分なものであったと認められる。</u> ○再鑑定で検出されたDNA型は、 ・ 被疑者でないことが捜査により判明している人物のDNA型と一致するものであり、仮に対象職員による鑑定において検出されていたとしても、被疑者の判明に直ちににつながるものではなく、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	A【1-2】 3
		再鑑定で、DNA型(一部の座位)を検出したもの 2件	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	○対象職員による鑑定結果と再鑑定結果が異なっていたものであるが、 <u>対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○再鑑定で検出されたDNA型の1件(分類表番号A【1-2】9)は、 ・ 複数人のDNAが混合しており、直ちに個人を特定できないものであり、仮に対象職員による鑑定において検出されていたとしても、被疑者の判明に直ちににつながるものではなく、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u> ○残りの1件(分類表番号A【1-2】13)は、 ・ 個人のDNA型のうち一部の座位を検出したものであり、対象職員による鑑定では検出されていないことから、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていた可能性が認められたが、警察庁のDNA型データベースを確認したところ、当該DNA型に一致する人物のDNA型は登録されておらず、結果として、実際には捜査への影響は生じていなかったことが確認された。</u>	A【1-2】 9, 13
			○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	○再鑑定でも対象職員による鑑定結果と同様にDNA型が検出されておらず、また、 <u>対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行っているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、 <u>対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	A【1-2】 5, 12, 14, 21
		再鑑定で、DNA型を検出しなかったもの 11件	○対象職員が鑑定資料の検査を行っていないことが確認された。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	○対象職員が鑑定資料の検査を行っておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○6件のうちの1件(分類表番号A【1-2】25)は、DNA型鑑定以外の捜査で被疑者が既に判明しているが、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない事案であり、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u> ○残りの5件は、再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、 <u>対象職員が鑑定資料の検査を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	A【1-2】 4, 6, 7, 11, 19, 25
			○対象職員による鑑定において、微量ではあるがヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果がDNA定量で出ていたが、その後の検査を行わずに、鑑定結果をDNA型不検出としていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	○ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果がDNA定量で出ていたが、その後の検査を行っておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、 <u>対象職員が定量後の検査を行っていれば、その際にDNA型を検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	A【1-2】 17
再鑑定を実施していないもの (鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの2件、対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していたもの1件)	3件	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、 <u>対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある(分類表番号A【1-2】3、9、13等)ことを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、 <u>対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	A【1-2】 1, 8, 18	

- ※ 確認の内容
- 再鑑定を実施したもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
 - ・ 再鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
 - 再鑑定を実施していないもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

○時効が成立している事件に関する鑑定 9件

対象職員による鑑定結果	再鑑定の状況		確認(※)結果	捜査への影響	分類表番号
DNA型一部検出あり 2件	再鑑定を実施したもの 1件	再鑑定で、対象職員による鑑定結果よりも検出されたDNA型の座位数が少なかったもの (対象職員による鑑定では一部の座位でDNAの型が検出されておらず、再鑑定においてもすべての座位のDNAの型は検出されていなかった。その結果、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれにおいても型が検出されている座位、対象職員による鑑定でしか型が検出されていない座位、再鑑定でしか型が検出されていない座位がそれぞれ確認された。ただし、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれでも型が検出されていた座位については、検出された型は一致。)	1件 ○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1件 ○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定で検出されるDNA型が対象職員による鑑定で検出されたDNA型よりも少なくなることや、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれかでしか型が検出されていない座位があることはあり得ることであるところ、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれでも型が検出されていた座位については、検出された型は一致しており、 <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	A【1-3①】 3
	再鑑定を実施していないもの (鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件)		1件 ○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。	1件 ○対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	A【1-3①】 1
DNA型検出なし 7件	再鑑定を実施していないもの (鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの7件)		5件 ○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかった。	5件 ○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある(分類表番号A【1-2】3、9、13等)ことを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、 <u>対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	A【1-3①】 2 A【1-3②】 2, 3, 5, 6
			1件 ○対象職員による鑑定においてDNA型が検出されたことを示すデータが、鑑定機器に保管されていたが、捜査書類等からは当該結果を囑託所属に回答していることが確認されなかった。当該データは、被害者のDNA型に一致するものであった。	1件 ○鑑定機器に保存されていた対象職員による鑑定においてDNA型が検出されたことを示すデータについて、囑託所属に回答しておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○当該データは、被害者のDNA型に一致するものであり、被疑者の判明につながるものではなく、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	A【1-3②】 4
			1件 ○対象職員による鑑定において、ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果がDNA定量で出ていたが、その後の検査を行わずに、鑑定結果をDNA型不検出としていた。	1件 ○ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果がDNA定量で出ていたが、その後の検査を行っておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○対象職員がDNA定量後の検査を実施した場合にDNA型が検出された可能性もあるが、再鑑定を実施してその点を確認することができなかったことから、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	A【1-3②】 1